

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	22	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	小規模支援法の一部改正に伴う法人税非課税事業の範囲に係る所要の税制措置		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下、「小規模支援法」という。）に基づき、商工会等が小規模事業者に対して行う、①基盤施設の貸付業、②基盤施設計画に従って行う無体財産権の提供等</p> <p>・ 特例措置の内容 基盤施設の貸付業、基盤施設計画に従って行う無体財産権の提供等について、法人税法における収益事業から除外されている。</p> <p>※小規模事業者の範囲について、商業・サービス業は、常時使用する従業員の数が5人以下と定義されているが、この定義を超える者であっても、宿泊業、娯楽業等の個別業種においては、他の小規模企業と共通する厳しい経営状況にあるにもかかわらず、その業種の特性から従業員規模が大きくならざるを得ないため、小規模企業施策を利用できない業種が存在している。</p> <p>そのため、上記二業種等について、小規模支援法に基づき商工会等の基盤施設事業における対象となる小規模事業者の範囲を拡大することに伴い、法人税法上の非収益事業となる、①専ら小規模事業者のみが利用することが認定基盤施設計画において明らかにされている基盤施設の貸付業、②基盤施設計画に従って行う無体財産権の提供等、における小規模事業者の範囲を拡大する。本要望の延長が認められた場合、法人税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	<p>〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 〕</p>		
減収見込額	[初年度]	（ - ）	[平年度] （ - ） [改正増減収額] （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性 我が国に存在する約420万の中小企業のうち、約9割に当たる約366万に及ぶ小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たすとともに、その成長によって日本経済全体を発展させる重要な意義を有している。</p> <p>しかしながら、小規模事業者は、資金、人材等の経営資源に制約があることなどにより、近年、企業数・雇用者数がともに減少しており、小規模事業者に焦点を当てた施策を重点的に講じ、その事業活動の活性化を図っていくことが重要である。</p> <p>小規模支援法に基づく基盤施設事業は、小規模事業者が、企業規模の小ささに起因する人的・資金的困難性により、自ら又は集団で、その経営の改善発達の基盤となる共同施設等の設置が困難であることに鑑み、商工会等が小規模事業者に代わって実施することとしているものである。</p>		
	ページ	-	

今般、小規模支援法に基づく小規模事業者の対象範囲の拡大については、他の小規模企業と共通する厳しい経営状況にあるにもかかわらず、その業種特性から従業員規模が大きくならざるを得ないため、小規模企業施策を利用できない業種を追加するものであることから、これまでの基盤施設事業と同様に、共同工場、共同店舗等の貸付けによる収益も見込まれず、また、その公益性も維持されるものであることから、法人税法上の非収益事業として取り扱うことで、商工会等における円滑な基盤施設事業の実施を促し、もって、小規模事業者の経営基盤の充実を図っていくことが必要である。

本要望に対応する縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設を設置する基盤施設事業の非収益事業の範囲を小規模支援法における小規模事業者の範囲と同様に拡大することにより、商工会等における円滑な基盤施設事業の実施を促し、もって、小規模事業者の経営基盤の充実を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	法人税法本則による措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	基盤施設事業は、平成5年の創設以来、既に50の計画が認定されており、小規模事業者の経営基盤の充実を図っている。
有効性	要望の措置の適用見込み	50団体程度
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	基盤施設事業に係る税制措置により、商工会等において小規模事業者の事業の共同化等に対する支援を円滑に進めていくことを可能とすることで、小規模事業者の経営基盤の充実が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	小規模事業者が利用する基盤施設事業は、共同工場、共同店舗等の貸付けによる収益も見込まれず、また、その公益性に鑑み法人税法上の非収益事業とされているところ、今般の小規模支援法に基づく基盤施設計画に係る小規模事業者の範囲を拡大した場合でも、引き続き、他の小規模企業と共通する厳しい経営状況にある事業者である等、現行の法人税法上における取扱いと大きく異なることはないことから、必要最低限度の措置であり、妥当である。
	ページ	—